

(内川 (東橋以西))

# 警 告

この場所に船舶に係留することは、河川法第24条、漁港漁場整備法第39条第5項に違反しています。

令和2年11月30日(月)までに適切な保管施設等に移動してください。

なお、移動せずに放置しているときは、富山県において行政代執行法その他関係法令に基づいた措置を講じます。

令和2年10月

河川管理者・漁港管理者 富 山 県 知 事

**連絡先** 富山県高岡土木センター企画管理課  
(電話 0766-26-8423)  
富山県水産漁港課  
(電話 076-444-3295)

(内川 (東橋以西))

# 警 告

ここに係留施設を設置することは、河川法第24条及び第26条第1項、漁港漁場整備法第39条第5項に違反しています。

令和2年11月30日(月)までに棧橋、杭およびタイヤ・ロープ等を撤去してください。

なお、撤去せずに放置しているときは、富山県において行政代執行法その他関係法令に基づいた措置を講じます。

令和2年10月

河川管理者・漁港管理者 富 山 県 知 事

**連絡先** 富山県高岡土木センター企画管理課  
(電話 0766-26-8423)  
富山県水産漁港課  
(電話 076-444-3295)